

各保育所施設長 様

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫
(公印省略)

令和5年度施設調査書(認可保育所)の提出について(依頼)

日頃より、保育所事業運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、世田谷区が認可する保育所の現況を把握し、実地検査の資料とするため、下記のとおり施設調査書を作成いただき、提出をお願いいたします。

記

1 調査書記入上の注意点

(1) 調査書の作成時点は、原則として、**令和5年4月1日現在**とします。

ただし、会計経理関係は、令和4年度決算時点となります。

(2) 令和5年4月以降開設の事業所については、令和4年度実績の記入は不要です。

(3) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。

①情報開示を請求される区民に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。

②関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合があります。

③指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼することがあります。

2 提出書類

「施設調査書(認可保育所)」 データでご提出ください。

※調査書の内容は、基本的に東京都の同調査書に準拠した内容としていますが、区独自の項目を追加している箇所がございます。

該当箇所：18ページ3(3)児童の権利擁護

3 提出期限

令和5年6月30日(金曜日)

なお、指導検査の日程により上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

4 作成・提出方法

(1) 世田谷区ホームページより、「施設調査書(認可保育所)」をダウンロードし、内容を入力してください。

【世田谷区ホームページ掲載場所】

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育施設等の指導検査について>

認可保育園等>保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等の指導検査について
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/010/001/d00185378.html>)

(2) 作成済のデータは、世田谷区保育認定・調整課あてメールでご提出ください。メールの件名は、『【施設調査書】〇〇保育園』と記載してください。

【提出先メールアドレス】

SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

5 その他

ご不明な点などございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

世田谷区子ども・若者部 保育認定・調整課

事業者指導担当(世田谷区役所第2庁舎2階2番窓口)

電話 03-5432-2333、2355

FAX 03-5432-3018

E-mail SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp